

○愛知県行政サービス等一覧

2024年4月1日時点

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で活用可能な行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ なお、行政サービス等の活用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もありますが、パートナーシップ又はファミリーシップの関係である旨お伝えいただくと、より円滑にサービス等を受けられます。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		市町村ファミリーシップ/パートナーシップ制度利用者の活用	その他備考	担当課室
		必要	不要			
県営住宅への入居	ファミリーシップの宣誓をされた方(近親者含む)を契約者の親族として扱うこととし、県営住宅への入居(同居)を可とする。	○		活用可能		建築局県営住宅管理室 052-954-6581
犯罪被害者等支援						
愛知県犯罪被害者等見舞金	犯罪行為によって亡くなられた犯罪被害者の御遺族で、犯罪行為が行われた時に住所を有する第1順位遺族に対して見舞金を支給。	○		活用可能		防災安全局県民安全課 052-954-6176
愛知県犯罪被害遺児支援金	殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺児に対して、経済的負担の軽減を図るための支援金を給付。	○		活用可能		
愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成金	犯罪被害者等(犯罪被害者及びその遺族)が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにも関わらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合における消滅時効完成前の再提訴費用に対して、犯罪被害者等の経済的負担を図るため助成金を給付。		○	活用可能		
愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成金	犯罪被害者等が、捜査手続きや裁判手続、損害賠償請求等の法律問題について弁護士に相談する場合、無料で相談を受けられる窓口があるが、内容によっては条件を満たさず有料となるケースがある。これらの制度を補完するため、有料となる場合に、犯罪被害者及びその御遺族等が行う法律相談費用に対して助成。		○	活用可能		
愛知県犯罪被害者等転居費用助成金	犯罪被害者及びその遺族が、犯罪被害による住居の損壊、二次被害や再被害のおそれ等により、従前の住居に居住することが困難となったと認められる場合に、転居費用を助成。		○	活用可能		

○愛知県行政サービス等一覧

2024年4月1日時点

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で活用可能な行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ なお、行政サービス等の活用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もありますが、パートナーシップ又はファミリーシップの関係である旨お伝えいただくと、より円滑にサービス等を受けられます。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		市町村ファミリーシップ/パートナーシップ制度利用者の活用	その他備考	担当課室		
		必要	不要					
県立病院における面会等 ※宣誓の有無に関わらず対応している場合があります。ただし、個別の事情によっては対応できない場合もあります。								
入院時の面会	入院患者への面会		○	活用可能	<対象病院> がんセンター がんセンター 精神医療センター あいち小児保健医療総合センター 医療療育総合センター	がんセンター運用部管理課 (代)052-762-6111 精神医療センター事務部 (代)052-763-1511 あいち小児保健医療総合センター事務部経営企画課 (代)0562-43-0500 医療療育総合センター運用部企画事業課 (代)0568-88-0811		
連絡先の指定	緊急時の連絡先の指定		○	活用可能				
入院申込書	入院の申込及び患者が入院の際、当院規則を守ることを誓約するもの。		○	活用可能				
身元引受書	患者が入院の際、身元に関する一切の事項や医療費その他諸料金の納入等について、誓約するもの。		○	活用可能				
手術等の同意	手術等の同意		○	活用可能			<対象病院> がんセンター がんセンター 精神医療センター 医療療育総合センター	がんセンター運用部管理課、 精神医療センター事務部、 医療療育総合センター運用部企画事業課 ※電話番号は同上
デイケア通所申込書	デイケア通所の申込及び患者がデイケア通所の際、当院規則を了承するもの。		○	活用可能			<対象病院> 精神医療センター 精神医療センター	精神医療センター事務部 ※電話番号は同上
県図書館における、代理人による利用カードの交付申込み等	障害、疾病等のため来館困難な場合、利用カード交付の申込等を代理人が行うことができる。		○	活用可能		愛知県図書館サービス課 (代)052-212-2323		
里親制度の里親認定	法律婚以外の方も里親(養育里親や養子縁組里親など)になることができる。		○	活用可能		福祉局児童家庭課 052-954-6980		

○愛知県行政サービス等一覧

2024年4月1日時点

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で活用可能な行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ なお、行政サービス等の活用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もありますが、パートナーシップ又はファミリーシップの関係である旨お伝えいただくと、より円滑にサービス等を受けられます。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		市町村ファミリーシップ/パートナーシップ制度利用者の活用	その他備考	担当課室
		必要	不要			
県職員の福利厚生等	各種手当、休暇、祝金、旅費	※		活用可能	※各制度毎に提示の要否は異なる	人事局人事課(手当関係) 052-954-6031 監察室(休暇関係) 052-954-6032 職員厚生課(祝金関係) 052-954-6035 総務事務管理課(旅費関係) 052-746-2007